

## 平成27年第1回定例会(平成27年3月10日)

### 観光建設水道委員会委員長

観光建設水道委員会は、去る 3月4日の本会議において予算議案4件、予算外議案10件の、合計14件の議案の付託を受け、3月5日に委員会を開会しましたので、その審査の経過と結果について ご報告いたします。

まず、予算議案4件についてであります。

『議第3号』の競輪事業特別会計、『議第4号』の公共下水道事業特別会計、『議第7号』の水道事業会計の3件の補正予算案については、当局から、決算見込みに係る所要額の調整を行うこと等、必要な説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致で可決いたしました。

『議第1号 平成26年度 別府市一般会計 補正予算(第5号)』関係部分は、「地域消費喚起型事業」と「地方創生先行型事業」からなる、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」事業に係る経費の計上が主な内容であります。

当局から、「地域消費喚起型事業」として、宿泊クーポン券を発行することにより宿泊客の増加を促進する「ふるさと旅行券発行事業」、及びプレミアム付き商品券を発行する「べっぷプレミアム商品券発行事業」に関する予算を計上すること、また、「地方創生先行型事業」として、市内の公共施設にw i - f iを設置する「公衆無線LAN環境整備事業」、外国人にとっても住みやすい環境を整備するため外国人相談窓口を設置する「外国人受入体制整備事業」、市外への人口の流出を抑制し、雇用の機会を創出するための「創業支援事業」、ザボンを使用した新商品開発に取り組む「農産物新商品開発事業」等に関する予算を計上することの説明がなされました。

このうち、「公衆無線LAN環境整備事業」については、委員から、w i - f iを、観光港やバス停などの公共施設以外でも使用できるよう整備する予定があるかとの質疑がなされたのに対し、当局から、予算の関係や県の動向等を勘案しながら考えていきたい旨の答弁が、「外国人受入体制整備事業」については、外国人相談窓口でワンストップサービスを行う予定があるかとの質疑に対し、現段階では外国人相談窓口の職員が各課に同行し、手続のサポートをするという形で対応する予定である旨の答弁が、それぞれなされました。

また、「創業支援事業」については、委員から、一昨年当委員会で視察を行った静岡県富士市産業支援センターエフビズの事例を挙げ、今後は商品開発等の専門家を活用した創業支援も検討してほしい旨の要望が出されました。

その他の各計上予算についても、その内容等につき当局から必要な説明を受け、最終的に、『議第1号』関係部分は、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり

可決するものと決したところであります。

次に、予算外議案10件についてであります。

『議第45号 別府市浜脇野菜集出荷場の長期かつ独占的な利用について』は、当局から、べっぷ日出農業協同組合を通じて近隣の農家の方が利用する施設であって、べっぷ日出農業協同組合に独占的に使用させることは地場野菜の振興に資する旨説明がありました。

本議案に対しては、委員から、施設の利用状況について質疑がなされ、当局から、利用者は設置当初に比べると減少しているが、現在も利用している市民が複数いる旨の答弁がなされ、最終的に、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

『議第37号』から『議第40号』までの4件の議案は、市営住宅、特定公共賃貸住宅、再開発住宅、及び市営住宅に併設する店舗の設置・管理に関する条例の改正であります。当局から、市営住宅については、公営住宅法で認められている管理代行制度を導入して大分県住宅供給公社に、特定公共賃貸住宅、再開発住宅、及び店舗については、指定管理者制度を導入して指定管理者に、それぞれ管理を行わせることができるようにすること等の説明がなされました。

これらの4議案については、複数の委員から質疑がなされましたが、管理代行制度及び指定管理者制度の対象範囲を問う質疑に対しては、全ての市営住宅等が対象となること、両制度導入のスケジュールを問う質疑に対しては、有識者及び職員で組織する委員会の審議を経て、本年10月1日から開始する予定であること、市営住宅の管理を民間企業ではなく大分県住宅供給公社に行わせる理由を求める質疑に対しては、管理代行制度は、指定管理者制度と比較して、より広範囲な事務の委託が可能であり、事務の軽減や経費節減の効果がより大きいため、管理代行制度のほうを採用し、大分県住宅供給公社に行わせることといった答弁が、それぞれ当局からなされました。

最終的に、『議第37号』から『議第40号』までの各議案については、いずれも全員異議なく可決するものと決定しました。

その他、『議第23号 別府市競輪施設整備基金条例の制定について』『議第41号 別府市下水道条例の一部改正について』『議第43号 議決事項の変更について』『議第47号 市道路線の認定について』及び『議第49号 市長専決処分について』、以上の5件についても、いずれも当局から必要な説明がなされたため、これを了とし、全員異議なく可決すべきものと決した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。